

# 監査結果報告

船橋市監査基準に準拠し、令和5年度第3期定期監査を次のとおり実施した。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

## 第2 監査の対象

|        |  |
|--------|--|
| 高齢者福祉部 | 高齢者福祉課、地域包括ケア推進課(中部地域包括支援センター他4地域包括支援センター)、介護保険課   |
| 健康部    | 健康政策課、地域保健課(中央保健センター他3保健センター)、健康づくり課、国保年金課、看護専門学校  |
| 保健所    | 保健総務課、健康危機対策課、衛生指導課(動物愛護指導センター)  |
| 都市計画部  | 都市政策課、技術管理課、都市計画課  |
| 生涯学習部  | 社会教育課、文化課(埋蔵文化財調査事務所)、青少年課(青少年会館)、生涯スポーツ課、中央公民館(浜町公民館他2公民館)、東部公民館(三田公民館他3公民館)、西部公民館(法典公民館他3公民館)、北部公民館(二和公民館他6公民館)、高根台公民館(夏見公民館他2公民館)、西図書館、市民文化ホール(市民文化創造館)、郷土資料館(飛ノ台史跡公園博物館)、青少年センター |

※（ ）内は、課等に属する事業所等

## 第3 監査の範囲

令和5年4月1日から同年10月31日までの間の財務に関する事務等の執行について(必要に応じてこの期間以外のものについても範囲とした。)

## 第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子  
齋藤 弘之  
浦田 秀夫  
松橋 浩嗣

## 第5 監査の着眼点

①予算の執行状況、②現金等取扱状況、③書類等の整理状況、④財産管理状況等について、合規性を主眼に、次の表にある想定されるリスクの主な着眼点について調査を行い、さらに対象部署の重点確認項目を設定し監査を実施した。

| 調査項目       | 想定されるリスク          | 主な着眼点   |
|------------|-------------------|---|
| 1 予算の執行状況  |                   |   |
| 歳入事務       | 不適正な歳入事務          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調定の手続きは適正に行われているか。</li> <li>・債権の管理（督促、催告及び時効中断手続き等）は適正に行われているか。</li> </ul>                                      |
| 歳出事務       | 不適正な補助金等の支出事務     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。</li> <li>・支出事務の手続きは適正に行われているか。</li> </ul>   |
|            | 不適正な前渡資金の管理       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の保管は適切か。</li> <li>・管理が特定の職員のみによって行われていないか。</li> </ul>   |
| 契約事務       | 不適正な委託契約（手続き及び管理） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計書、仕様書は適正に作成されているか。</li> <li>・委託した業務が適正に行われているか。</li> <li>・分割発注は行われていないか。</li> <li>・随意契約の場合、理由は適正か。</li> </ul> |
| 2 現金等取扱状況  | 不適正な現金の取扱い        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金受領は複数人で確認しているか。</li> <li>・受領した現金の金融機関への払込みは適正に行われているか。</li> </ul>   |
| 3 書類等の整理状況 | 不適正な公印の管理         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公印の保管及び使用は適正か。</li> </ul>   |
|            | 不適正な文書処理          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書処理は適正に行われているか。</li> <li>・決裁責任者に誤りはないか。</li> </ul>   |
| 4 財産管理状況   | 不適正な財産管理          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の維持管理及び補修は適切に行われているか。</li> <li>・台帳は適正に整備されているか。また、取得処分等の手続きは適正に行われているか。</li> </ul>                           |
| 5 その他      | 不適正な個人情報の管理       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報等の漏洩を防ぐ対策は講じられているか。</li> <li>・保管庫等の鍵等の管理は適切に行われているか。</li> </ul>   |
|            | その他               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務フロー、チェックリスト等は作成されているか。また、業務は事務フロー等に基づき行われているか。</li> </ul>   |

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

## 第6 監査の実施内容

令和6年1月4日から同年5月17日まで、各監査対象部署及び監査委員事務局において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

## 第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次の事項を除き法令に適合し、正確に行われていると認められた。

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

### 【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

### 【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

## 1 予算の執行状況

### 【指摘事項】

#### (1) 調定の遅れ

次の収入について、以下のとおり調定の遅れがあった。

調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされている。

今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

#### ① 使用料及び手数料のうち一般的なもの

船橋市予算会計規則別表第5では、調定の時期は使用許可をしたとき又は収入を決定したときとされており、使用許可が複数年度にわたるものについては、使用料は年度毎に調定することから、2年目以降の調定は年度当初に行うことが妥当である。

所管部署に確認したところ、行政財産使用許可書を発行する際に事務処理が漏れ、また、複数年に及ぶものについて期初に調定を行うものとしての認識がなかったとのことであった。

| 内容                  | 許可期間                           | 正しい調定の時期 | 実際の調定日 | 所管部署        |
|---------------------|--------------------------------|----------|--------|-------------|
| 総合体育館<br>第3駐車場ガス管   | 令和3年 4月 1日 から<br>令和6年 3月31日 まで | 年度<br>当初 | 11月9日  | 生涯<br>スポーツ課 |
| 総合体育館<br>施設占用料      | 令和4年 4月 1日 から<br>令和7年 3月31日 まで | 年度<br>当初 | 12月8日  |             |
| 三山まちかど<br>スポーツ広場占用料 | 令和3年 4月 1日 から<br>令和6年 3月31日 まで | 年度<br>当初 | 12月8日  |             |
| 総合体育館<br>公衆電話室      | 令和5年 4月 1日 から<br>令和7年 3月31日 まで | 許可日      | 12月8日  |             |

## ② 財産貸付収入

船橋市予算会計規則別表第5では、調定の時期は単年度貸付けのものは契約を締結したとき（長期貸付けのものは年度当初）とされている。

各所管部署に確認したところ、引継ぎが不足し、また、歳入予算積算基礎に施設名の表示がなく未調定であることが把握しにくい状況であった、公正証書作成前に定期借地権設定契約を締結したが、公正証書の作成日以降に歳入の調定をするものと認識していた、行政財産の貸付期間が複数年に及ぶものについて期初に調定を行うものとしての認識がなかったとのことであった。

| 内容                              | 貸付期間                             | 正しい調定の時期  | 実際の調定日 | 所管部署        |
|---------------------------------|----------------------------------|-----------|--------|-------------|
| 保健福祉センター<br>自動販売機建物貸付料          | 令和3年 4月 1日 から<br>令和6年 3月31日 まで   | 年度<br>当初  | 5月25日  | 健康政策課       |
| 若松2丁目<br>(特養等建設予定地)<br>土地貸付料    | 令和 5年 9月30日 から<br>令和55年 9月30日 まで | 契約<br>締結日 | 11月24日 | 高齢者<br>福祉課  |
| 高瀬町まちかど<br>スポーツ広場<br>自動販売機土地貸付料 | 令和3年 4月 1日 から<br>令和6年 9月30日 まで   | 年度<br>当初  | 12月8日  | 生涯<br>スポーツ課 |

## (2) 間接補助金交付条件の規定不備

国が定める在宅福祉事業費補助金交付要綱5②(2)では、中核市が間接補助金(※)を交付する場合には条件を付さなければならないと規定されているが、船橋市老人クラブ助成金において当該条件を付した規定が見当たらなかった。

所管部署に確認したところ、市老人クラブ連合会が毎年行っている会長研修の際に、帳簿の保存義務について書かれた冊子(国資料)を配布し、説明を行っていたとのことであった。

本規定は国が市に対して、申請者に帳簿等の保管等の条件を付すよう義務付けるもので、申請者である団体の構成員が理解し実行することが肝要であるため、船橋市老人クラブ助成金交付規則の条文や交付可否決定通知書様式などに記載されたい。

(高齢者福祉課)

### ※ 間接補助金

国や県が県や市町村を經由して、補助事業を行う者に補助金を交付するもの

在宅福祉事業費補助金交付要綱（抜粋）

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

①直接補助事業に係る場合

- （1）事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）（略）
- （6）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （8）（略）

②間接補助事業に係る場合

- （1）（略）
- （2）都道府県、指定都市、中核市が、間接補助金を民間団体に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア ①の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に掲げる条件。この場合において「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」、「指定都市市長」又は「中核市市長」と、「国庫」とあるのは、「都道府県」、「指定都市」又は「中核市」とそれぞれ読み替えるものとする。
  - イ （略）
  - ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

### (3) 不適正な間接補助金の交付事務

国の在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づく高齢者地域福祉推進事業の間接補助金である船橋市老人クラブ助成金の算定及び当該国庫補助金の申請にあたり、次の不適正な事務が見られた。

- ① 事業活動費の「その他」として、支出内容が不明な経費約22万円を助成対象としていた。

所管部署に確認したところ、活動報告書に活動実績が記載されており、収支決算書の支出済額に事業活動費として金額が計上されていたことから補助対象としたものであり、実際にクラブに確認したところ、活動報告書に記載されている社会奉仕活動や教養文化活動も含めた金額とのことであった。

- ② 教養文化活動として1人3,000円の金券を会員数とほぼ同じ枚数購入した経費を助成対象としていた。

所管部署に確認したところ、市からの助成金で金券を購入し、配布することは適切ではないと考えているが、本件については、教養文化活動の一環として敬老事業を行う計画で、記念品にクオカードを準備していたところ、新型コロナウイルス感染症でやむを得ず中止となり、記念品の配布のみ行ったという経緯で、敬老事業に係る費用は対象経費として認めていることから補助対象経費に計上したとのことであった。

- ③ 収支決算書上、各活動を中止し事業活動費が0円の団体に対し助成金を交付していた。

所管部署に確認したところ、当該クラブが収支決算書上で事業活動としているのはスポーツ大会等費用のかかる催しへの参加であり、新型コロナウイルス感染症の影響で参加予定の催し等が中止となったため、各活動を中止すると記載したもので、それ以外の活動は行われており、それらの支出が助成金額を上回っていることから特に問題はないと考えているとのことであった。

船橋市老人クラブ助成金の額は船橋市老人クラブ助成金交付規則第3条に基づき会員数を基準として決定されるもので、補助対象経費については規定されていない。所管部署では、対象経費を絞ると活用できるものが縮小されてしまうということがある、対象経費を決めてそれについて補助をしていくということは今のところ考えていないとのことであった。

しかし、対象経費については、在宅福祉事業費補助金交付要綱4交付額の算定方法の表に、「老人クラブ事業の実施に必要な報償費」等とされている。また、高齢者地域福祉推進事業国庫補助協議書注釈では、個人の利益となるような物品等にかかる経費が非対象経費として示されている。

船橋市老人クラブ助成金が国庫補助を受けて実施する間接補助事業である以上、国の交付要綱に基づかななくてはならない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条では「間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやすくも間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない」と規定されている。また、船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準6では「補助金の交付対象とする経費を明確にすること。この場合において、交際費、慶弔費、懇親費等活動の直接経費とならない経費は、補助金の対象経費としない」「国や県等の制度（以下「当該制度」という。）による補助金等を財源として交付する補助金で、当該制度に市の補助金額等を定める規定がある場合は、当該規定による」とされ、同基準11で「この基準が対象とする交付事業以外の金銭的援助を行う事業についても、この基準の趣旨に準拠して、適正な実施に努めるものとする」とされている。

これらの法令を遵守し、助成金の目的を達成するために有効かつ効果的な支出となるよう業務を改善されたい。

併せて、老人クラブからの提出書類だけでは対象経費かどうか判断できずに確認を取ったのであれば、文書管理規則第6条に基づき、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう事務処理の原則を徹底されたい。

(高齢者福祉課)

#### 在宅福祉事業費補助金交付要綱（抜粋）

##### （交付の対象）

3 この補助金は、高齢者日常生活支援等推進費に係る（1）、（2）の事業を交付の対象とする。

##### （1）高齢者地域福祉推進事業

平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき行われる次の①から④に定める事業。

① 老人クラブ事業として、老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブが行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び老人クラブが行う活動に対し中核市が行う助成事業

②～④（略）

##### （交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第3欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）～（2）（略）

（3）指定都市又は中核市が行う3の（1）の①及び②の助成事業

(ア) 次の表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と指定都市又は中核市が助成した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

表 (抜粋)

| 3 種目                     | 4 基準額   | 5 対象経費   | 6 補助率   |
|--------------------------|---|--|---|
| 高齢者<br>地域福<br>祉推進<br>事業費 | 老人クラブ事業<br><br>1か所あたり<br><br>厚生労働大臣が必要<br>と認めた額 | 老人クラブ事業の実施<br>に必要な報償費、賃<br>金、旅費、需用費、備<br>品購入費、役務費、委<br>託料、使用料及び賃借<br>料 | 第4欄に掲げる事業の<br>うち指定都市・中核市<br>が行う(1)及び(2)の事<br>業<br><br>1 / 3 |

高齢者地域福祉推進事業国庫補助協議書注釈 (抜粋)

本補助金において、非対象経費及び事業は以下のとおり。

- ①単なる娯楽事業 (例：親睦会や旅行、忘年会等) 及びそれらに供する旅費、飲食費
- ②実施主体が老人クラブ、市町村・都道府県・指定都市老人クラブ連合会以外の事業に係る経費
- ③ (略)
- ④その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

(例 示)

- ・本人負担とすることが適当であるもの (例：史跡への拝観料、保険料 (注1) 等) (注1)ただし、
  - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険や
  - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険はこれに含まない。
- ・個人の利益となるような物品等 (注2) にかかる経費 (注2)ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まない。



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条

（略）

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていいる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準

（補助金額等の基準）

- 6 補助金額の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付対象とする経費（以下「対象経費」という。）を明確にすること。

この場合において、交際費、慶弔費、懇親費等活動の直接経費とならない経費は、補助金の対象経費としない。

- (2)～(4)（略）

- (5) 国や県等の制度（以下「当該制度」という。）による補助金等を財源として交付する補助金で、当該制度に市の補助金額等を定める規定がある場合は、当該規定による。

（その他）

- 11 この基準が対象とする交付事業以外の金銭的援助を行う事業についても、この基準の趣旨に準拠して、適正な実施に努めるものとする。

船橋市文書管理規則

（事務処理の原則）

- 第6条 意思決定その他の事務は、軽微なもの又は緊急の取扱いを要する事案であつて意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるものを除き、公文書により処理することを原則とする。

- 2 前項の緊急の取扱いを要する事案であつて意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるものについては、当該意思決定をした後、速やかにその内容についての公文書を作成しなければならない。

- 3 前2項の規定により公文書を作成するときは、事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならない。

4 公文書は、丁寧に取り扱い、常に処理経過を明らかにし、事務が適正かつ迅速に行われるよう処理し、管理しなければならない。

#### (4) 規則等と異なる事務及び様式の使用

次の3つの事業において、規則等と異なる取扱いがあった。

##### ① 船橋市老人クラブ助成金

船橋市老人クラブ助成金交付規則様式にはない教示文(※)を記載した交付可否決定通知書を送付していた。

所管部署に確認したところ、令和5年4月1日施行の改正規則が反映されていない当時の例規集システムから、改正前の第2号様式をダウンロードし、通知を作成してしまったとのことであった。

事務処理にあたっては、常に最新の情報に基づき行えるよう、特に制度上の変更点等に留意し、決裁時や発出時の確認を徹底されたい。

##### ※ 教示文

市が申請者に審査請求や処分の取消しの訴えの方法を教える文

##### ② 在宅重度要介護者介護用品の支給

船橋市在宅重度要介護者介護用品の支給に関する規則では申請書の様式が定められているが、申請者続柄欄と重度要介護者本人(以下「本人」という。)の要件確認の同意欄を加えた様式を使用していた。

また、同規則第5条では、申請者は重度要介護者とされているが、支給申請書が医療機関のケアマネジャーの名で申請され、受理していた。

所管部署に確認したところ、様式については、記入する項目をわかりやすい表現にし、また、本事業の対象者が要介護3以上という事業の特性上、申請書の提出者は本人以外がほとんどであり、申請者は本人でなければならないという規定だったが、書類の提出者を確認できるよう申請者欄に提出者の名前を記入させていたとのことであった。

現行規則に基づくと実務上支障が生じるのであれば、適宜規則を改正し、改正された規則に基づき事務を行われたい。

##### ③ 介護サービス事業所等事業費補助金

船橋市介護サービス事業所等事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第1号様式補助金交付申請書4注釈にて、交付額算定に用いる4月1日時点利用人数は定員数を上限とするとされているが、複数の事業所を運営する申請者においては、各事業所の定員を合算し上限とする取扱いとしていた。

また、年度途中で要件を満たした事業所は、要件を満たした月数分が補助対象期間とされ、 $\text{人数} \times \text{単価} \times \text{対象月数} \div 12$ の計算結果の千円未満を切り捨てた額を交付額と

していたが、年度途中で要件を満たした事業所への補助及び交付額の算定方法について、要綱に定められていなかった。

所管部署に確認したところ、特別養護老人ホームについては、入所床に空きがある場合には、そこに短期入所生活介護事業の利用者を受け入れることが認められており、基準省令の人員配置基準の考えにも、一体的に運営される場合は入所者（利用者）の数を合算して計算することとされているとのことであった。また、昨年度の実績からどちらも多くは想定されないケースであったため、要綱には記載していないが、事業を案内するホームページのQ&Aに要件を満たした月から対象となる旨を記載しているとのことであった。

交付額算定方法及び交付対象者は補助金交付額や交付可否に直接影響する事項であることから、補助金の透明性、申請者及び申請予定者への公平性の観点からも、それぞれの取扱いを要綱に明記した上で事務を執行されたい。

（高齢者福祉課）

#### (5) 交付金交付事務における瑕疵

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金（以下「交付金」という。）について、以下のとおり不適正な事務手続きがあった。

- ① 交付金交付決定及び確定額算定にあたり、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号から第6号までに規定されている交付対象経費の名称と一致しない企画費、公課費、予備費等の経費を交付対象経費としていた。

所管部署に確認したところ、令和4年度本事業における交付金確定の根拠資料である決算書及び令和5年度本事業における交付金申請の根拠資料である予算書に記載されている経費は、すべて交付対象経費であることを個々に確認しているとのことであった。

しかしながら、船橋市文書管理規則第6条第3項では、公文書を作成するときは、事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならないとされており、個々に確認したことについては、のちに疑義を生じないよう書面で経緯を残しておくべきである。

- ② 令和4年度における交付金の返還額算定にあたり、要綱に規定されていない算定方法で金額を確定していた。また、交付金返還命令書が作成されていなかった。

交付金の額を確定した場合の返還は要綱第9条第2項に規定されている。

所管部署に確認したところ、協賛金を確保して事業費に充てることで交付対象経費よりも必要な経費が少なくなることがあり、交付対象経費総額から自主財源を差引いた額を交付確定額としているとのことであった。

また、交付金返還命令書の未作成については、実行委員会担当職員が市職員であり、返還命令がなくてもわかることから、作成が省略されていたとのことであった。

しかしながら、要綱に基づき事務手続きを行うことが肝要であり、要綱と実務の齟齬については解消すべきである。

- ③ 令和5年度本事業に含まれる千人の音楽祭及びふなばしミュージックストリートについて、市からふなばし音楽フェスティバル実行委員会に交付金を支出し、当該支出分の一部を県から千葉県150周年記念事業費補助金により収入するものとして令和5年度予算に計上していたが、事業毎の各実行委員会名で県に補助金申請していたことから各実行委員会に対し直接交付決定されることとなり、歳入においては過少、歳出においては不用額となることが決定した。

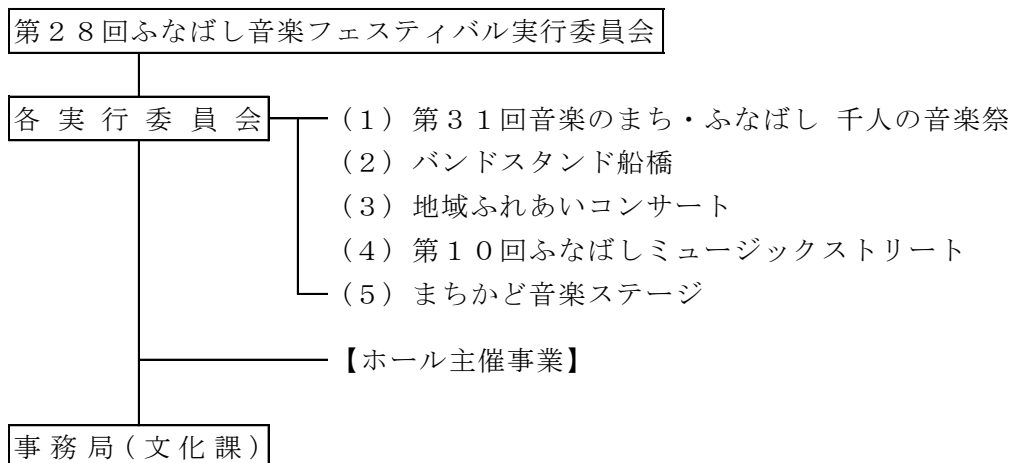
所管部署に確認したところ、申請事務を行う際、各実行委員会が県に申請するものとの思い込みがあり、予算計上していたことについての理解が不十分であったとのことであった。

以上の全事例からは、いずれも交付金申請する実行委員会と交付決定する市の立場が混同されて事務が行われていることがうかがわれ、これを認めるとなれば市の恣意的な操作により交付金額の増減が可能となる恐れがあることから、交付金の予算執行及び交付の適正性・公正性の確保という点で問題がある。

交付金は要綱の規定に基づき算定すべきものであることから、今後は必要に応じて要綱を見直したうえで適正に事務を執行されるとともに、市と実行委員会の立場を明確化するよう体制の見直しを図られたい。

(文化課)

#### 第28回ふなばし音楽フェスティバル実行委員会組織図



ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱（抜粋）

（対象経費）

第2条 この交付金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。）
- (4) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び保険料に限る。）
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他市長が事業の実施に必要と認める経費

（交付金の返還）

第9条（略）

2 市長は、実行委員長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、交付金返還命令書により確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

## (6) 補助金交付事務における瑕疵

アクティブシニア介護予防補助金について、補助の対象となる団体として社会教育関係団体が含まれていたが、令和5年7月25日に補助金の交付決定を行い、令和5年10月24日の社会教育委員会議にて報告していた。

社会教育法第13条では、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないとされている。

アクティブシニア介護予防補助金事業を所管している健康づくり課に確認したところ、社会教育委員会議に報告することで同法を遵守しているとの誤った認識を持っていたとのことであった。

また、社会教育委員会議の事務局である社会教育課に確認したところ、提出された協議案件の事前確認、各委員との情報共有は行っているが、所管課への指導を行った実績はないとのことであった。

今後は、同法に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

（健康づくり課、社会教育課）

## (7) 契約書等の不備

### ① 契約書の押印漏れ

保健福祉センター植栽管理業務委託契約書に受注者の押印がなかった。

地方自治法第234条第5項では、地方公共団体の長が契約の相手方とともに、契

約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされている。

所管部署に確認したところ、発注者側、受注者側ともに確認が不十分であったとのことであった。

今後は、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(健康政策課)

## ② 談合その他の不正行為に係る特約条項の不備

次の委託契約について、談合その他の不正行為に係る特約条項が付け加えられていなかった。

業務委託契約事務の手引きでは、一部の契約を除き、1者による随意契約の場合も付け加えることとしている。

各所管部署に確認したところ、確認不足であった、失念していた、前年度の契約を踏襲していたとのことであった。

今後は、同手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

○屋外設置用AED収納BOX設置場所周知看板の作製・設置業務委託（健康政策課）

○レーザープリンター賃貸借（国保年金課）

○収蔵美術品保管業務委託 等（文化課）

## (8) 契約書等に規定する必要書類の未受領等

委託契約等について、契約書や仕様書において提出、通知又は報告を受けることとしているが履行されていないものが以下のとおり見受けられた。

契約書等の作成にあたっては、前年度と同様の契約であっても記載する内容を十分精査し、現状に即したものにするとともに、契約締結後は契約書等に記載した内容を確実に実施されたい。

### ① 業務計画書若しくは業務責任者に関する通知又はその両方

○ 空調機等保守管理業務委託 等

所管部署に確認したところ、未受領書類の確認や提出の催促を行わないまま業務を進めてしまった、また、業務の性質に応じた契約書のひな形の条文加除を行わなかったとのことであった。

(看護専門学校)

### ② 業務計画書若しくは個人情報管理者に関する報告又はその両方

○ 行田・高瀬下水処理場上部運動広場窓口業務委託 等

所管部署に確認したところ、受注者より提出されておらず所管部署においても提出を求めることを失念していたとのことであった。

(生涯スポーツ課)

③ 業務責任者に関する通知及び個人情報管理者に関する報告

○ 収蔵美術品保管業務委託 等

所管部署に確認したところ、受注者より提出されておらず所管部署においても提出を求めることを失念していたとのことであった。

(文化課)

○ 中央公民館消防用設備保守点検業務

所管部署に確認したところ、仕様書や契約書に基づく必要書類等の確認が不十分であったとのことであった。

(中央公民館)

**【要望事項】**

(1) 実費徴収金の算定について

西部消防保健センターにおいて行政財産の使用許可により設置している自動販売機の電気料金については、3か月ごとに行政財産の使用人から実費を徴収しているが、施設全体の電気料金を自動販売機の電気使用量で按分して算定する際、1か月分ごとではなく3か月分の合計で算定したため、過少の額となっていた。

電気料金は、月に1回施設全体の額で請求されており、そのうち従量料金については市場連動型プラン(※)が適用され平均単価が月により変動することから、月ごとの電気使用量で按分するのが妥当である。

所管部署に確認したところ、従前から続けている算定方法であり、算定方法により按分した金額に差が出る認識がなかったとのことであった。

今後は、安易に前例を踏襲することなく適切に電気料金を算定するよう要望する。

(地域保健課)

※ 市場連動型プラン

従量料金単価が市場価格(日本卸電力取引所のスポット価格)に連動して変動するプラン。当該市場価格を用いて、30分ごとの電力使用量を乗じて従量料金を算定する。

(2) 仕様書等に定める内容と履行内容の不一致について

中部地区4公民館自家用電気工作物保安管理業務において、仕様書では新高根公民館の点検回数は月1回となっているが、隔月で点検が行われていた。また、高根公民館の点検回数は2か月に1回となっているが、設計書の数量は12月となっていた。

所管部署に確認したところ、新高根公民館については入札により令和5年度から受注者に変更となったが、受注者は自家用電気工作物に絶縁監視装置(※)を設置すれば隔月1回の点検頻度でよいとの経済産業省の告示により、装置を設置することで隔月の点検としていたとのことであった。なお、受注者は新高根公民館には口頭で本旨連絡をし

たとのことであったが、基幹公民館（※）の高根台公民館では事態を把握していなかったとのことである。

また、高根公民館については本来であれば隔月1回年6回で積算すべきだが、経済産業省では通常月1回年12回の点検頻度を義務付けており、絶縁監視装置を設置した状態は特別な場合であることから、入札や見積においては隔月1回年6回を月1回年12回に置き換えて計算することが一般的となっているとのことであった。

しかしながら、船橋市文書管理規則第6条第3項では、公文書を作成するときは、事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならないとされており、履行内容が仕様書から変更となった場合は、後に疑義を生じないように書面で経緯を残しておくべきである。

また、仕様書及び設計書と異なる履行が可能となるならば、入札の公平性という点においても疑義を生じる可能性がある。

今後は、適切に契約業務を行われるよう要望する。

(高根台公民館)

※ 絶縁監視装置

通信機能を備えており、キュービクル（変電所から送られてくる電気を100Vや200Vに変圧する受電設備）で異常が発生した場合に、リアルタイムに状況を発信するための機器。

※ 基幹公民館

船橋市公民館条例別表第3の左欄に掲げる中央公民館他4館をいい、それぞれ所管する地区公民館の事業の支援及び助言並びに庶務を行う。

### (3) 仕様書に定める条件と業務体制の不一致について

市民文化ホール・市民文化創造館・中央公民館 受付・舞台等管理運営業務委託において、仕様書では「市民文化ホールに従事する業務副責任者は7年以上の経験を有する者」とされているが、経験年数4年の者が配属されていた。

所管部署に確認したところ、仕様書と提出された書類との突合が不十分であったとのことであり、実務上の問題はなかったとのことであった。

しかしながら、本契約では仕様書に定める経験年数に応じた積算単価を使用しており、今回は業務従事者全体では積算上の条件を満たしていたことから配置だけの問題と捉えることが可能だったが、契約不履行となる可能性もあった。

また、所管部署が業務副責任者に必要とされる経験年数について改めて他市の状況を調査したところ、経験年数を求めない事例や3年又は5年以上としている事例が多かったとのことである。

今後は、仕様書を精査し適切に契約業務を行われるよう要望する。

(市民文化ホール)



#### (4) 年間契約の検討について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条では、随意契約によることができる場合として契約の種類ごとに額の範囲が規定されているが、看護専門学校のクリーニングに関する契約において、年額で計算すると額の範囲である50万円を超えていた。

所管部署に確認したところ、慣例的に月単位で契約してきたが、令和6年度から単価での年間契約を行うとのことであった。

今後は、可能な範囲で契約業務の集約を図られるよう要望する。

(看護専門学校)

#### (5) 契約の集約化の検討について

地区公民館(※)又は月単位で委託契約している業務のうち、競争性又は効率性の観点から集約して入札又は見積合せを実施したほうが望ましいと思われるものが以下のとおり見受けられた。

所管部署に確認したところ、地区公民館単位で委託契約している業務は基幹公民館単位に集約、月単位で委託契約している業務は年間契約に移行するよう取り組んでいくとのことであった。また、現在、公民館事務の集約化についても検討を進めているところであり、整理された後には、全公民館をまとめて契約する等考えていくとのことであった。

なお、集約することのデメリットとして、これまで随意契約だったものが入札となることによる事務量の増加、契約期間中に数量の増減等が生じた場合に変更契約の必要が生じること、小規模事業者の受注機会が失われるとのことである。

しかしながら、地方公共団体における調達は、一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約は例外的な取扱いとして認められているところであり、また契約の集約化により支払事務においては業務が削減されるものと考えられる。

今後は、可能な範囲で契約業務の集約を図られるよう要望する。

(中央公民館)

#### ※ 地区公民館

船橋市公民館条例別表第3の右欄に掲げる公民館をいい、同表左欄に掲げる基幹公民館に属する。

① 地区公民館単位で委託契約している業務

| 契約内容                  | 基幹<br>公民館        | 受注者 | 契約単位    | 金額（単位：円）  |           |
|-----------------------|------------------|-----|---------|-----------|-----------|
|                       |                  |     |         | 年額        | 合計        |
| 空調設備<br>保守点検          | 東部               | A   | 東部      | 484,000   | 1,513,600 |
|                       |                  |     | 飯山満     | 314,600   |           |
|                       |                  |     | 薬円台     | 715,000   |           |
|                       | 西部               | B   | 葛飾      | 572,000   | 1,199,000 |
|                       |                  |     | 塚田      | 341,000   |           |
|                       |                  |     | 法典      | 286,000   |           |
|                       |                  | C   | 西部      | 745,800   | 2,229,469 |
|                       |                  |     | 丸山      | 369,479   |           |
|                       |                  |     | 塚田      | 741,510   |           |
|                       | 北部               | C   | 北部      | 570,350   | 1,721,940 |
|                       |                  |     | 海老が作    | 170,610   |           |
|                       |                  |     | 三咲      | 664,950   |           |
|                       |                  |     | 坪井      | 316,030   |           |
| 高根台                   | B                | 高根台 | 484,000 | 1,089,000 |           |
|                       |                  | 新高根 | 605,000 |           |           |
| 自家用<br>電気工作物<br>保安全管理 | 中央               | D   | 海神      | 279,400   | 497,200   |
|                       |                  |     | 宮本      | 217,800   |           |
|                       | 東部               | E   | 東部      | 189,420   | 368,280   |
|                       |                  |     | 薬円台     | 178,860   |           |
|                       | 西部               | F   | 西部      | 245,520   | 764,775   |
|                       |                  |     | 葛飾      | 265,320   |           |
|                       |                  |     | 法典      | 253,935   |           |
|                       | 北部               | F   | 北部      | 334,180   | 1,517,560 |
|                       |                  |     | 三咲      | 219,120   |           |
|                       |                  |     | 小室      | 252,340   |           |
|                       |                  |     | 松が丘     | 256,300   |           |
|                       |                  |     | 坪井      | 291,940   |           |
|                       | 非常用発電機<br>設備保守点検 | 中央  | G       | 中央        | 266,200   |
| 海神                    |                  |     |         | 189,200   |           |
| 消防用設備<br>保守点検         | 中央               | H   | 海神      | 299,596   | 1,676,092 |
|                       |                  |     | 浜町      | 290,576   |           |
|                       |                  | I   | 宮本      | 216,920   |           |
|                       |                  | G   | 中央      | 869,000   |           |
|                       | 東部               | I   | 三田      | 53,086    | 545,102   |
|                       |                  |     | 飯山満     | 85,522    |           |
|                       |                  |     | 薬円台     | 198,594   |           |
|                       | 北部               | G   | 東部      | 207,900   | 988,042   |
|                       |                  |     | 北部      | 288,728   |           |
|                       |                  |     | 海老が作    | 73,821    |           |
| 三咲                    |                  |     | 224,444 |           |           |
|                       |                  |     | 松が丘     | 107,536   |           |
|                       |                  |     | 坪井      | 219,978   |           |
|                       |                  |     | 八木が谷    | 73,535    |           |

② 月単位で委託契約している業務

| 契約内容                        | 基幹<br>公民館 | 受注者 | 契約単位   | 年額（単位：円） |         |
|-----------------------------|-----------|-----|--------|----------|---------|
|                             |           |     |        | ※は6か月分   |         |
| 清掃用モップ・<br>マット（清掃<br>器具）借上料 | 中央        | J   | 海神     | 214,128  |         |
|                             |           |     | 宮本     | 158,448  |         |
|                             |           | K   | 浜町     | 99,876   |         |
|                             | 東部        | L   | 東部     | ※ 24,420 |         |
|                             |           |     | 薬円台    | 120,648  |         |
|                             |           | J   | 三田     | 48,504   |         |
|                             |           |     | 飯山満    | 41,544   |         |
|                             | 西部        | M   | 西部     | 99,000   |         |
|                             |           |     | 法典     | 121,440  |         |
|                             |           | K   | 塚田     | 73,920   |         |
|                             |           |     | 丸山     | 56,796   |         |
|                             | J         | 葛飾  | 88,356 |          |         |
|                             |           | 北部  | L      | 4館       | 430,320 |
|                             | K         |     | 4館     | 361,488  |         |
|                             | 高根台       | L   | 高根台    | 207,240  |         |
|                             |           |     | O      | 夏見       | 90,048  |
| J                           |           | 高根  | 97,512 |          |         |
|                             |           | K   | 新高根    | 140,868  |         |

③ 公民館事務の集約後に全公民館をまとめて契約する等を考えていくとされた業務

| 契約内容            | 基幹<br>公民館 | 受注者 | 契約単位  | 金額（単位：円）  |           |
|-----------------|-----------|-----|-------|-----------|-----------|
|                 |           |     |       | 年額        | 合計        |
| 建築基準法<br>第12条点検 | 中央        | P   | 基幹公民館 | 1,595,000 | 6,432,800 |
|                 | 東部        | P   | 基幹公民館 | 929,500   |           |
|                 | 西部        | P   | 基幹公民館 | 1,135,200 |           |
|                 | 北部        | P   | 基幹公民館 | 1,678,600 |           |
|                 | 高根台       | P   | 基幹公民館 | 1,094,500 |           |
| 消防用設備<br>保守点検   | ①と同       |     |       |           | 3,209,236 |

2 現金等取扱状況

指摘事項等なし

3 書類等の整理状況

【指摘事項】

(1) 決裁責任者の誤り等

① 国庫支出金及び県支出金に関する事業計画、交付申請及び交付決定通知において、本来決裁責任者が部長であるところ課長としていたものや財政主管課の合議がされていないものが以下のとおり見受けられた。

船橋市予算会計規則別表第3では、当該事項は部長の専決事項（財政主管課合議）とされている。

所管部署に確認したところ、通常の受理文書と同様の認識であったとのことであった。

今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

○決裁責任者の誤り及び財政主管課合議漏れ

- ・権限委譲事務交付金交付決定通知

○決裁責任者の誤り

- ・文化財保存事業補助金（国庫補助金）交付決定通知 4 件
- ・文化財保存事業補助金（県補助金） 交付決定通知 2 件

（文化課）

- ② 運動公園及び法典公園の自動販売機設置許可期間の更新申請と併せてなされた使用料等減免申請に対する許可において、本来決裁責任者が部長であるところ課長としていた。

船橋市教育委員会事務決裁規程別表第1では、教育委員会に事務委任されている使用料及び雑入金の減免に関するもののうち法令等で基準が規定されていないものは部長の専決事項とされている。

所管部署に確認したところ、定例的な文書に該当すると誤認していたとのことであった。

今後は、同規程に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

（生涯スポーツ課）

## (2) 行政財産使用許可書に関する文書処理の誤り

看護専門学校の広域無線LAN中継局の設置に関する行政財産の使用許可について、行政財産使用許可申請書の使用期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっていたが、行政財産使用許可書の使用期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっており、文書処理に誤りがあった。

所管部署に確認したところ、使用期間の誤りに気付かないまま決裁が終了し、誤った内容の行政財産使用許可書を発出してしまったとのことであった。

今後は、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

（看護専門学校）

## 4 財産管理状況

### 【指摘事項】

- (1) 郵便切手・葉書受払簿の不備

不妊治療費等助成事業に係る郵便切手・葉書受払簿において、前年度からの繰越処理がなく、新年度の郵便切手・葉書受払簿がなかったもの、また、物品出納員の押印がないものがあった。

船橋市物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第5号で郵便切手・葉書受払簿が規定されている。また、同規則第4条では、この規則の規定により備え、整理することとされている帳簿は、毎年度会計別に作成しなければならないとされている。

所管部署に確認したところ、令和3年度の途中から大多数の郵便物の発送を後納郵便に切替えたため、切手の管理が希薄となり失念してしまったとのことであった。

今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。

(地域保健課)

## 【要望事項】

### (1) 老人憩の家設置条例の制定の検討について

老人憩の家は、昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知「老人憩の家の設置運営について」により、設置主体及び運営主体は市町村とされており、地方自治法第244条に規定される「公の施設」に該当すると考えられ、同法第244条の2第1項では「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされているが、老人憩の家の設置条例が制定されていなかった。

所管部署に確認したところ、設置条例がないのは、昭和58年の船橋市老人憩の家の使用に関する規則制定時の決裁にて「職員を常駐させ、特段の管理を行う必要はなく、単に財産的に管理すれば足りるものであることから、あえて条例を制定する必要はないものとする」とされ、現在も公の施設ではないと認識しているとのことであった。

公の施設とは、普通公共団体が当該普通公共団体の住民の利用に供するために設ける施設であり、「物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもその要素ではない(※)」とされ、駐車場や大規模公園も公の施設とされている。

設置条例の制定については改めて検討されたい。

(※) 松本英昭(2017).『新版 逐条地方自治法』.学陽書房

(高齢者福祉課)

### (2) 借り上げる建物の耐震性について

老人憩の家のうち令和5年度に民家等を借り上げて設置していた10か所の建物について、耐震強度が不明であった。船橋市施設カルテ(令和5年度版)によれば、それぞれの建物の建築年は昭和43年から平成元年(他に建築年不明2件あり)とされている。

当該施設の利用者の特性上安全性には特に配慮が必要であり、災害等により利用者が損害を被った場合の責任は当然に市に及ぶため、借り上げる建物については耐震性を確保するよう要望する。

(高齢者福祉課)

## 5 その他

### 【指摘事項】

#### (1) 不適切な要領に基づく報償金等の説明

船橋市地域保健事業日々雇用者取扱要領（以下「要領」という。）に規定する日々雇用者に対し報償金等を説明する際、賃金及び雇用者等の記載がある要領別記様式の船橋市地域保健事業日々雇用者雇用条件通知書（以下「雇用条件通知書」という。）を交付していた。

報償金等を説明する通知書として賃金及び雇用者等が記載されている雇用条件通知書を交付することは、雇用契約を締結しておらず、賃金ではなく報償金として支払っていることから誤りである。

所管部署に確認したところ、雇用条件通知書については、口頭のみで行っていた報償金等の説明を相手方に明確に通知する目的で作成し、作成時に参考とした資料の表記が賃金となっていたため、誤った記載となったとのことであった。

今後は、関係部署と協議のうえ、適切に要領の見直しを図られたい。

(地域保健課)

### 【要望事項】

#### (1) 自主事業の運用について

公民館自主事業の一部において、参加者から事前に徴収した参加費（材料費及び保険代）を事業実施日まで公民館の金庫で保管し、必要に応じて直接支出していた。

船橋市予算会計規則第41条第1項では、現金出納員等が現金を直接収納したときは、特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日(当日又は翌日が指定金融機関等の営業日以外の日に当たるときは、その日後において、最も近い指定金融機関等の営業日)に指定金融機関等に払い込まなければならないとされており、事故等リスクを減少する観点から厳格化が図られているところである。

所管部署に確認したところ、船橋市予算会計規則に規定する収納であるとの認識は不足しており従来どおりの運用を行っていたが、公民館では多種多様な事業を展開していることから、参加費の使用用途についても幅広く運用しているのが現状であり、現在の公民館体制で当該規定のとおり事務を行うには様々な課題があるとのことであった。なお、今後は各公民館の状況を精査したうえで、先行事例を参考に歳入歳出予算として適正に取り扱うよう進めていくとのことであった。

従来どおりの運用のほうが柔軟な対応が可能であるとのことだが、やはり職員個人の裁量により当該金銭の取扱いが可能となっている現状は収入及び支出の透明性において問題があり、不正行為防止の観点からは看過することはできない。

今後は、課題解決に向けて邁進し、早期に適正な対応を図られるよう要望する。

(公民館)

## 第8 総括意見

船橋市文書管理規則第6条には、「意思決定その他の事務は、公文書により処理することを原則とし、事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならない。」など事務処理の原則が規定されている。

今回の監査では、補助金交付決定や契約内容の変更などの事務処理で、この原則が徹底されていない事例が複数見られた。所管部署への事情聴取時に意思決定に至る過程が説明されても、決裁文書で跡付け、検証ができなければ、不適正であると言わざるを得ない。改めて同規則、文書事務の手引き等を読み、事務処理の原則に則った事務を執行されたい。

また、定期監査で指摘等が続いている事項が今回も起きている。監査結果を確認の契機として活用するとともに、不適正な事務が発覚した際には、他にないか確認するよう努められたい。

なお、今回、所管部署が取り組むこととした事務ミス防止策を2つ紹介したい。

1つ目は、調定の遅れを防ぐため、歳入予算積算基礎の積算内容（説明）欄に、調定件名のほか、施設名や年払い、四半期といった徴収方法を記載するもので、職員が共通認識を持つことができ、調定時の確認が容易になる。

2つ目は、契約書等に規定する必要書類の未受領を防ぐため、受注者に契約書を送付する際の文書に必要書類を記載し提出を促すもので、文書作成を通して改めて必要書類が確認でき受注者とも共有できるのは、チェックリスト作成の一段上をいく取り組みと言えよう。

この2つに共通しているのは、新たな事務を増やすのではなく、現状の事務に少し工夫を加えている点である。同様の指摘を受けた部署においては参考にされたい。